事　務　連　絡
令和元年11月28日

関係団体　御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その１１）

標記につきまして、別紙１から３のとおり、都道府県宛に連絡いたしましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう、協力方お願いいたします。

（別添）

公益社団法人　日本医師会　御中
公益社団法人　日本歯科医師会　御中
公益社団法人　日本薬剤師会　御中
公益社団法人　日本看護協会　御中
公益社団法人　全国老人福祉施設協議会　御中
公益社団法人　全国老人保健施設協会　御中
一般社団法人　全国デイ・ケア協会　御中
公益社団法人　日本認知症グループホーム協会　御中
全国グループホーム団体連合会　御中
一般社団法人　日本慢性期医療協会　御中
社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中
社会福祉法人　全国社会福祉法人経営者協議会　御中
公益社団法人　全国有料老人ホーム協会　御中
一般社団法人　全国介護付きホーム協会　御中
一般社団法人　高齢者住宅協会　御中
公益財団法人　テクノエイド協会　御中
一般社団法人　全国福祉用具専門相談員協会　御中
一般社団法人　日本福祉用具・生活支援用具協会　御中
一般社団法人　日本福祉用具供給協会　御中
特定非営利活動法人　全国盲老人福祉施設協議会　御中
一般社団法人　全国軽費老人ホーム協議会　御中
一般社団法人　日本介護支援専門員協会　御中
公益財団法人　日本訪問看護財団　御中
一般社団法人　全国訪問看護事業協会　御中
一般社団法人　日本訪問リハビリテーション協会　御中
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会　御中
公益社団法人　日本介護福祉士会　御中
日本ホームヘルパー協会　御中
全国ホームヘルパー協議会　御中
一般社団法人　日本在宅介護協会　御中
全国農業協同組合中央会　御中
日本生活協同組合連合会　御中
一般社団法人　「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会　御中
市民福祉団体全国協議会　御中
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会　御中
一般社団法人　24時間在宅ケア研究会　御中

別紙１

事　務　連　絡
令和元年11月28日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その１２）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。
（令和元年11月19日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

１に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第１項、第 48 条第１項、第 66 条第１項、第 78 条第１項、第 87 条第１項、第 96 条第１項、第 127 条第１項、第 140 条の６第１項、第 145 条第１項、第 155 条の５第１項、第 182 条第１項、第 197 条第１項及び第 212 条第１項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第１項、第 69 条第１項、第 81 条第１項、第 90 条第１項、第 118 条の２第１項、第 135 条第１項、第 155 条第１項、第 190 条第１項、第 206 条第１項、第 238 条第１項、第 269 条第１項並びに第 286 条第１項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第３条の 19 第１項、第 24 条第１項、第 71 条第１項、第 96 条第１項、第 117 条第１項、

第 136 条第１項及び第 161 条第１項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第１項、第 52 条第１項及び第 76 条第１項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第９条第１項及び第 41 条第１項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第１項及び第 42 条第１項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第１項及び第 42 条第１項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第５号）第 14 条第１項及び第 46 条第１項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の６の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、２に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第５項及び第 115 条の 47 第８項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、１に掲げる者について２に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

１　対象者の要件

（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

（１）　令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 11 月 28 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第９条の被保険者であること。

（２）　令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③　主たる生計維持者の行方が不明である旨
④　主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

２　取扱いの期間

令和２年１月末までの介護サービス分

３　介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

（１）　上記　１（２）の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が１（１）の市町村であることを確認するとともに、当該者の１（２）の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
　ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

（２）　本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。
　また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村

（**令和元年 11 月 28 日午後 0 時時点**）

（**下線部が更新部分**）

	都道府県	市町村
1	岩手県	宮古市
2		大船渡市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		山田町
7		田野畑村
8		久慈市
9		岩泉町
10		普代村
11		野田村
12		洋野町
13	宮城県	仙台市
14		石巻市
15		塩竈市
16		気仙沼市
17		白石市
18		名取市
19		角田市
20		多賀城市
21		岩沼市
22		登米市

23		栗原市
24		東松島市
25		大崎市
26		富谷市
27		蔵王町
28		七ヶ宿町
29		大河原町
30		村田町
31		柴田町
32		川崎町
33		丸森町
34		亘理町
35		山元町
36		松島町
37		七ヶ浜町
38		利府町
39		大和町
40		大郷町
41		大衡村
42		色麻町
43		加美町
44		涌谷町
45		美里町
46		女川町
47		南三陸町
48	福島県	福島市
49		会津若松市
50		郡山市

51		いわき市
52		白河市
53		須賀川市
54		喜多方市
55		相馬市
56		二本松市
57		田村市
58		南相馬市
59		伊達市
60		本宮市
61		桑折町
62		国見町
63		川俣町
64		大玉村
65		鏡石町
66		天栄村
67		檜枝岐村
68		只見町
69		猪苗代町
70		会津美里町
71		西郷村
72		泉崎村
73		中島村
74		矢吹町
75		棚倉町
76		矢祭町
77		塙町
78		鮫川村

79		石川町
80		玉川村
81		平田村
82		浅川町
83		古殿町
84		三春町
85		小野町
86		楢葉町
87		富岡町
88		川内村
89		大熊町
90		双葉町
91		浪江町
92		葛尾村
93		新地町
94		飯舘村
95	茨城県	水戸市
96		日立市
97		土浦市
98		石岡市
99		結城市
100		常陸太田市
101		高萩市
102		北茨城市
103		茨城町
104		大洗町
105		那珂市
106		常陸大宮市

107		大子町
108		神栖市
109		八千代町
110		守谷市
111		つくば市
112		ひたちなか市
113		城里町
114		筑西市
115		桜川市
116		笠間市
117	栃木県	宇都宮市
118		足利市
119		栃木市
120		佐野市
121		鹿沼市
122		日光市
123		大田原市
124		矢板市
125		那須塩原市
126		さくら市
127		塩谷町
128		那須町
129		那珂川町
130		那須烏山市
131		小山市
132		下野市
133		上三川町
134		茂木町

135		壬生町
136	群馬県	前橋市
137		高崎市
138		桐生市
139		伊勢崎市
140		太田市
141		館林市
142		藤岡市
143		富岡市
144		安中市
145		榛東村
146		神流町
147		上野村
148		南牧村
149		嬬恋村
150		高山村
151		千代田町
152		大泉町
153		邑楽町
154		みなかみ町
155	埼玉県	さいたま市
156		川越市
157		熊谷市
158		川口市
159		行田市
160		秩父市
161		所沢市
162		飯能市

163		本庄市
164		東松山市
165		春日部市
166		狭山市
167		深谷市
168		上尾市
169		越谷市
170		戸田市
171		入間市
172		朝霞市
173		志木市
174		和光市
175		新座市
176		桶川市
177		富士見市
178		坂戸市
179		鶴ヶ島市
180		日高市
181		ふじみ野市
182		滑川町
183		嵐山町
184		小川町
185		川島町
186		吉見町
187		ときがわ町
188		横瀬町
189		皆野町
190		長瀞町

191		小鹿野町
192		東秩父村
193		美里町
194		神川町
195		上里町
196		寄居町
197	千葉県	千葉市
		中央区
		花見川区
		稲毛区
		若葉区
		緑区
198		銚子市
199		館山市
200		鴨川市
201		富里市
202		南房総市
203		匝瑳市
204		山武市
205		大網白里市
206		栄町
207		多古町
208		九十九里町
209		横芝光町
210		睦沢町
211		鋸南町
212	東京都	墨田区
213		大田区

214		世田谷区
215		北区
216		板橋区
217		練馬区
218		八王子市
219		立川市
220		青梅市
221		府中市
222		昭島市
223		調布市
224		町田市
225		日野市
226		福生市
227		狛江市
228		稲城市
229		羽村市
230		あきる野市
231		瑞穂町
232		日の出町
233		檜原村
234		奥多摩町
235	神奈川県	川崎市
236		相模原市
237		平塚市
238		小田原市
239		茅ケ崎市
240		秦野市
241		厚木市

242		伊勢原市
243		海老名市
244		座間市
245		南足柄市
246		寒川町
247		大井町
248		松田町
249		山北町
250		箱根町
251		湯河原町
252		愛川町
253		清川村
254	新潟県	上越市
255	山梨県	富士吉田市
256		都留市
257		山梨市
258		大月市
259		韮崎市
260		南アルプス市
261		北杜市
262		笛吹市
263		上野原市
264		甲州市
265		市川三郷町
266		早川町
267		身延町
268		南部町
269		富士川町

270		道志村
271		鳴沢村
272		富士河口湖町
273		小菅村
274		丹波山村
275	長野県	長野市
276		松本市
277		上田市
278		岡谷市
279		諏訪市
280		須坂市
281		小諸市
282		伊那市
283		中野市
284		飯山市
285		茅野市
286		塩尻市
287		佐久市
288		千曲市
289		東御市
290		安曇野市
291		小海町
292		南相木村
293		北相木村
294		佐久穂町
295		軽井沢町
296		御代田町
297		立科町

298		青木村
299		長和町
300		富士見町
301		原村
302		辰野町
303		麻績村
304		生坂村
305		坂城町
306		小布施町
307		高山村
308		山ノ内町
309		飯綱町
310		木島平村
311	静岡県	伊豆の国市
312		函南町

別紙２

事　務　連　絡
令和元年10月18日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、「令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（平成元年10月18日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを介護サービス事業所等に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

別紙３

事　務　連　絡
令和元年 11 月 28 日

岩手県保健福祉部
宮城県保健福祉部
福島県保健福祉部
茨城県保健福祉部
栃木県保健福祉部
群馬県健康福祉部
埼玉県福祉部
千葉県健康福祉部
東京都福祉保健局
神奈川県保健福祉局
新潟県福祉保健部
山梨県福祉保健部
長野県健康福祉部
静岡県健康福祉部
御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 19 号で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（リーフレット）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、「令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（平成元年10月18日、10月21日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村おける利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

対象保険者は、令和元年台風第 19 号 に係る 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち 、令和元年11月28日午後0時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村です。